

事業系生ごみ処理機

廃棄コスト
削減CO2
削減重労働
改善環境衛生
改善

設置補助金

市環境センターに搬入されている可燃ごみの40%以上が生ごみです。市では、ごみの排出量を削減するため、生ごみ処理機を設置した事業者に、設置費の一部を補助します。

最大 **200** 万円対象
事業者

以下の全てを満たす事業者

- ①市内に事業所を有する者又は1年以上市内に居住し事業を営む個人
 - ②市税の滞納がない者
- 多量排出事業者(※)は、当該年度の廃棄物減量等計画書を提出していることが必要です。

※年間36トン以上の一般廃棄物を排出している事業者(市条例に規定)

対象
処理機

1日に10キログラム以上の処理能力がある生ごみ処理機(※)

※生ごみを発酵、乾燥などの方法で分解することにより、減量、消滅、又は堆肥化することが可能な機械で、市内の事業所又は1年以上市内に居住し事業を営む個人から排出される生ごみの処理をするもの

補助額

最大 **200** 万円(設置費の3分の2)

※本体価格に設置費を加えた額(税抜き)の3分の2(千円未満は切り捨て)を補助
※1事業所につき1台まで

その他

補助金の交付を受けるには、事前申請が必要です。
詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ

厚木市 環境事業課 ☎046-225-2793

〒243-0807 厚木市金田1641-1 厚木市環境センター1階

厚木市事業系生ごみ処理機設置補助金の交付手続の流れ

補助金交付手続の主な流れは、以下のとおりです。
各様式は、市ホームページからダウンロードできます。

詳しくは、
市ホームページを
ご覧ください。



● 交付申請

- ・ 交付申請書（第1号様式）
- ・ 事業計画書（第2号様式）
- ・ 役員氏名等一覧（第3号様式）
- ・ 設置場所の案内図及び配置図
- ・ 設置費用の見積書の写し
- ・ 生ごみ処理機の仕様書又はパンフレット
- ・ 登記簿謄本（法人）又は住民票（個人）
- ・ 直前1年の次に掲げる納税証明書（納税調査に同意する場合は省略可）
 - 法人の場合
法人市民税、固定資産税、軽自動車税
 - 個人の場合
市民税、固定資産税、軽自動車税



(市) 審査・交付決定

- ・ 書類審査
- ・ 交付決定通知（交付申請から14日以内）

● 発注・設置

- ・ 生ごみ処理機の発注・設置



● 完了届

- ・ 設置完了届（第9号様式）
- ・ 領収書の写し
- ・ 設置状況が分かる写真



※同年度の3月31日まで

(市) 審査・交付額確定

- ・ 書類審査、現地調査
- ・ 確定通知（完了報告から14日以内）

● 交付請求

- ・ 請求書



(市) 交付

- ・ 補助金振込み（交付請求から30日以内）



設置後は、以下の点に御注意ください。

● 5年以上継続して使用してください。

→ 補助金の交付を受けて設置した生ごみ処理機は、設置した日から5年以上継続して使用しなければなりません。常に良好な状態での維持管理をお願いします。
機器の故障等の理由により、やむを得ず設置を中止又は廃止する場合は、市に速やかに中止・廃止申請書（第11号様式）を提出してください。

● 毎年、利用状況を報告してください。

→ 設置した日から5年間は、年度ごとに利用状況の報告が必要です。
各年度の年間処理量を集計し、利用状況報告書（第12号様式）に必要書類を添付の上、翌年度4月20日までに市に提出してください。
市で補助金の効果を検証し、今後の事業展開の参考にさせていただきます。